

1. 料金表 指定訪問介護

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	日中 (午前8時～午前6時)	1,670円	167円	2,500円	250円	3,960円	396円	5,790円に 840円を 加算	579円に 84円を 加算
	早朝・夜間 (午前6時～午前8時) (午後6時～午後10時)	2,090円	209円	3,130円	313円	4,950円	495円	7,240円に 1,050円を 加算	724円に 105円を 加算
	深夜 (午後10時～午前6時)	3,140円	314円	4,700円	470円	7,430円	743円	8,680円に 1,260円を 加算	868円に 126円を 加算
区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 45分未満		身体介護中心のサービスを実施した後に引き続き20分以上の生活援助中心のサービスを行った場合 20分から計算して25分を増すごとに67円(670円)を加算します。			
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額				
生活援助	日中 (午前8時～午前6時)	1,830円	183円	2,250円	225円				
	早朝・夜間 (午前6時～午前8時) (午後6時～午後10時)	2,290円	229円	2,810円	281円				
	深夜 (午後10時～午前6時)	3,440円	344円	4,220円	422円				
提供時間帯名		早朝		日中		夜間		深夜	
時間帯		午前6時から 午前8時まで		午前8時から 午後6時まで		午後6時から 午後10時まで		午後10時から 午前6時まで	

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護度による区分なし	特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数 の20/100	左記の1割	1回当たり (Ⅰ)～(Ⅴ)のいずれか
	特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数 の10/100		
	特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数 の10/100		
	特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数 の5/100		
	特定事業所加算(Ⅴ)	所定単位数 の3/100		
	特別地域加算	所定単位数合計 の15/100	左記の1割	1回当たり

緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	1回の要請に対して1回
初回加算	2,000円	200円	初回のみ
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円	3円	1日当たり
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	40円	4円	1日当たり
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,000円	100円	1ヶ月あたり
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,000円	200円	1ヶ月あたり
介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数 の137/1000	左記の1割	サービス利用合計単位数 の137/1000
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	左記の1割	1回当たり
介護職員等特定処遇改善加算	介護処遇改善加算に加えて、資質の向上、労働環境処遇の改善その他の要件を満たし、介護職員の賃金改善に関する計画策定、賃金改善以外の処遇改善への届出等のある場合。 介護報酬総単位数×0.063 (6.3%)		

※ 利用者負担額は、1割負担の金額で記載しております。

※利用者負担割合が2割の利用者の方に関しましては、上表基本単価・加算額の2割の金額
 ※利用者負担割合が3割の利用者の方に関しましては、上表基本単価・加算額の3割の金額となります。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行いません。
- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
 例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1から5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問介護加算は利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等は居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、中山間地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問介護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。

① 「個人情報」提供・使用に対する同意書

私（利用者）及びその家族等の個人情報については、奄美佳南園ホームヘルプ事業所における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

1. 事業者が、介護保険法等関係法令に従い、利用者の個別支援計画に基づくサービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において使用する場合
2. 利用者の行政等関係機関及び地域包括支援センター・居宅支援事業所からの照会に応じる場合
3. 利用者が入院等医療機関で受診する際、医療機関に対して個人情報を使用する場合
4. 事業者が、利用終了によって利用者を他の事業所へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合
5. 他の介護サービス給付費等の請求等のため行政機関への連絡調整において使用する場合、及び、行政機関からの照会への回答を行うため使用する場合
6. 施設賠償事由等が発生したことにより保険会社等へ情報提供する場合
7. 法律で定められた報告、届出、統計等を行うために使用する場合
8. サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守するとともにその都度了解を得ることとします。
9. 実習生・ボランティアを受け入れる場合。なお、実習生の場合、ケース担当としてつく場合は、ご本人、ご本人に確認できない場合は家族に、その都度同意を得るものとします。
10. 施設便り発行・DVD作成（施設行事用）など、写真を使用する場合

上記に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

年 月 日

社会福祉法人聖隷福祉事業団

奄美佳南園ホームヘルプ事業所 御中

利用者	住 所	
	氏 名	印
署名代行者	氏 名	（続柄）印
家族代表者	住 所	
	氏 名	（続柄）印